



○抵当権の登記を弁済したことにより抹消する場合の申請書の様式・記載例
 土地又は建物に設定された抵当権が弁済により消滅した際に、書面で抵当
 権の抹消(注1)抹消する抵当権の之区(不動産に関する所有権以外の権利関係について記
 録している部分です。)の順位番号を記載します。順位番号については、登記識別情
 報通知書、登記事項証明書等により御確認ください。
 また、土地と建物で抵当権の順位番号が異なる場合は、「抵当権抹消(順位番号後記の
 システムとおり)」と表示して、「不動産の表示」欄のそれぞれの不動産の末尾に「(順位1
 番)」、「(順位3番)」のように記載します。
 また、抹消する抵当権を、受付年月日及び受付番号で記載しても差し支えありませ
 ん。

(注2) 債務を完済して抵当権が消滅した日とその原因を記載します。
 なお、抵当権の設定契約が、例えば、平成23年2月10日に解除されて抵当権が
 消滅したときは、「平成23年2月10日解除」と記載します。

(注3) 現在の所有者の住所、氏名又は名称を記載します。これは登記記録(登記
 事項証明書)に記録されている所有者の住所、氏名又は名称と一致している必要が
 あります。一致していない場合は、事前に登記記録上の住所、氏名又は名称を現在
 のものに変更する登記(登記名義人の住所の変更の登記等(情報番号1271から1
 275まで))が必要となります。

(注4) 抵当権者である銀行等の主たる事務所の所在地、商号及び代表者の氏名を
 記載します。この記載が登記記録(登記事項証明書)に記録された内容と一致してい
 ない場合は、登記記録(登記事項証明書)上の事務所の所在地及び商号から現在
 のものまでの変更の経過が分かる会社・法人の登記事項証明書を添付します。

(注5) 抵当権者の登記識別情報(登記識別情報を記載した書面を封筒に入れ、封
 をして提出します。この封筒には、抵当権者の氏名又は名称及び登記の目的を記載
 し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記する必要があります。)又は登
 記済証(権利証)の原本を提出します。なお、登記済証を提出した場合には、登記完
 了後返却されます。

(注6) 登記原因証明情報とは、登記の原因となった事実又は行為及びこれに基づ
 き現に権利変動が生じたことを証する情報を指します。抵当権の抹消の場合は、抵
 当権者が作成した弁済証書や解除証書がこれに当たります。なお、弁済証書等がな
 い場合は、弁済証書等の内容を記載した書面を作成してください(弁済証書の内容を
 記載した書面の作成の例は、別紙2を御覧ください)。

(注7) 抵当権者が銀行等の会社・法人の場合は、その代表者の資格を証する情報
 (3か月以内に作成されたもの。会社・法人の登記事項証明書でも可。)も必要です。

(注8) 登記申請に関する委任状(代理人の権限を証する情報)です。様式・記載例
 は、別紙3のとおりです。

(注9) 登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、その理由の
 口にチェックをします。この場合には、抵当権者の印鑑証明書の添付が必要となりま
 す。

(注10) 抵当権者から登記の申請の委任を受けた現在の所有者(所有権の登記名
 義人)の住所、氏名又は名称を記載します。この記載は、権利者の住所、氏名又は
 名称(注3)の記載と一致している必要があります。氏名の下に認印を押してくださ
 い。

	A1	※
	A B C D E F G H I	J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z AA AB AC AD AE AF
42	建物の名称	〇〇マンション
43	専有部分の建物	〔注11〕 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。
44	家屋番号	
45	建物の名称	〔注12〕 抹消の登記の登録免許税は、土地又は建物1個につき1,000円です(ただし、20個以上の不動産について抹消の登記をするときは、20,000円になります。)。登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙を貼り付けた用紙を、申請書と一緒につづり、申請人又はその代理人は、つづり目に必ず契印をしてください(申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。)
46	種類	
47	構造	
48	床面積	
49	敷地権の表示	〔注13〕 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書)に記録されているとおりに正確に記載してください。
50	符号	
51	所在及び地番	〔注14〕 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。
52	地目	
53	地積	1000分の35
54	敷地権の種類	
55	敷地権の割合	
56		
57	不動産の表示	〔注13〕 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書)に記録されているとおりに正確に記載してください。
58	不動産番号	
59	所在	〔注14〕 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。
60	地番	
61	地目	〔注1〕 抹消する抵当権の乙区(不動産に関する所有権以外の権利関係について記録している部分です。)の順位番号を記載します。順位番号については、登記識別情報通知書、登記事項証明書等により御確認ください。土地と建物で抵当権の順位番号が異なる場合は、「抵当権抹消(順位番号後記のとおり)」と表示して、「不動産の表示」欄のそれぞれの不動産の末尾に「(順位1番)」、「(順位3番)」のように記載します。また、抹消する抵当権を、受付年月日及び受付番号で記載しても差し支えありません。
62	地積	
63		
64		
65	不動産番号	5番
66	所在	
67	家屋番号	〔注14〕 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。
68	種類	
69	構造	
70	床面積	
71		120・53平方メートル (順位番号 3番)